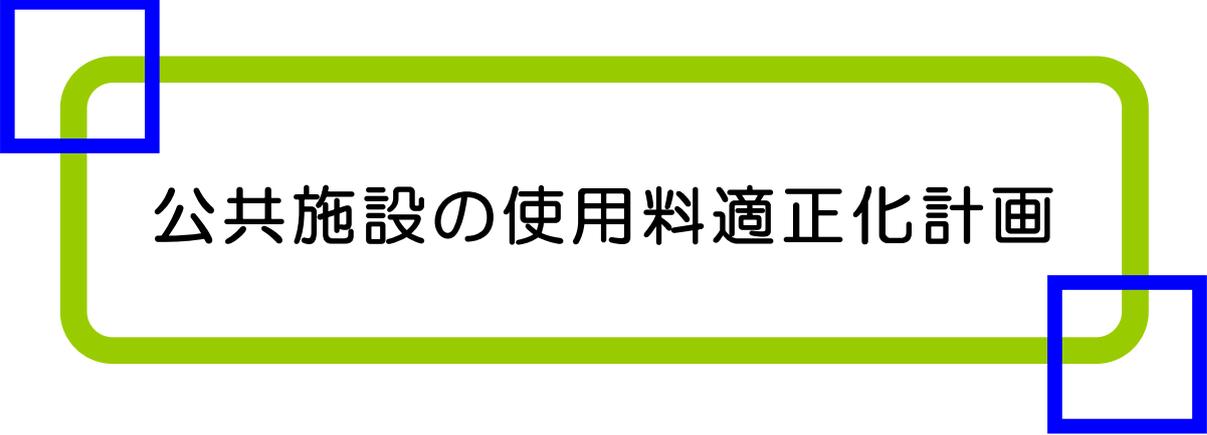


行財政改革行動計画



公共施設の使用料適正化計画



平成24年3月
(令和5年3月一部改訂)

北名古屋市

目 次

1	はじめに	1
2	使用料の現状	1
3	計画の具体的な内容	1
4	激変緩和措置	4
5	減免	4
6	改定時期及びサイクル	4
7	個人利用の施設	4
8	適正化による効果	4

1 はじめに

本市はこれまで積極的な行財政改革に取り組んできましたが、世界的な不況の継続や高齢化の急激な進展等により、市税の減収や義務的経費の増加が心配されることから、より一層の行財政改革の推進が必要となっています。

そこで、本市では、平成21年10月に「北名古屋市行財政改革行動計画」（計画期間：平成21～23年度）を策定し、短期集中的に取り組を進めることとしましたが、同計画の5つの重点取組項目の一つとして、「公共施設の使用料及び各種手数料の見直し」を推進することとしました。この計画は、そのうちの「使用料」の見直しを具体的に進めるための計画です。

○ 行財政改革行動計画（抜粋）

3 選択と集中による実施項目

(2) 公共施設の使用料及び各種手数料の見直し

ア 使用料、手数料を適正な水準に改定する。

イ すべての公共施設に、使用料の徴収及び減免の規定を設け、市の行事・事業においても公共施設を使用した場合は、原則として使用料を徴収することを検討する。

2 使用料の現状

(1) 積算基準の不統一

現在の使用料は、近隣市町の類似施設や過去の経緯などを参考にしていることから、積算基準が統一されておらず、公平性が確保されていません。

(2) 低い収益率と稼働率

公共施設の運営に係るコストに対する使用料収入の割合である収益率が、有料施設全体で約28%とその及び採算性が低くなっています。また、貸出可能時間に対する利用時間の割合である稼働率についても、平均で約43%と低くなっています。

(3) 減免の取扱いの不統一

使用料を減額または免除する減免については、施設ごとに設置目的が異なるため一概には判断できませんが、施設ごとの減免の取扱いに大きな差があります。また、減免した使用料は市民全体の負担となっています。

3 計画の具体的な内容

(1) 積算方法

統一的な積算方法を設定し、利用者負担を適正化します。

ア 使用料の計算式

(過去3年間の平均値)

区 分	計 算 式
会議室等	{(年間維持管理経費＋建物の減価償却費の50%)÷施設面積÷年間使用可能時間}×貸出面積×貸出時間×受益者負担割合
不特定多数が使用する施設（浴室等）	(年間維持管理経費＋建物の減価償却費の50%)÷年間利用者数×受益者負担割合
光熱水費（屋外施設の夜間照明設備）	年間電気料金÷年間利用時間×利用時間

イ 維持管理経費の考え方

項目	内容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費
物件費	光熱水費、委託料、修繕費など維持管理・運営に要する経費 ※ 大規模修繕費・借地料は含まない。
建設費 (大規模修繕費を含む)	建物の減価償却費の50% ※ 建設に係る経費の全額を利用者に負担いただくことは適当ではありませんが、利用により劣化する部分の一部を負担していただきます。

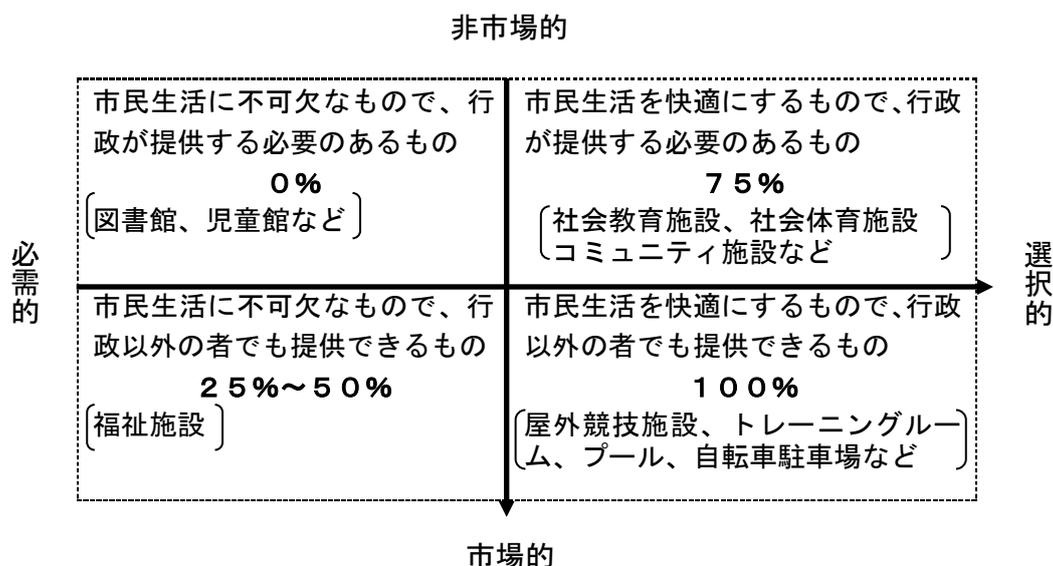
上記において、積算基礎となる維持管理経費に含まないもの

◇用地取得費<財産> ◇借地料（用地を取得するか借用するかは任意であるため）

◇公債費<借入金の返済額>（建設に当たり借り入れるかは任意であるため）

ウ 受益者負担割合

施設の性質区分に応じて下図のとおり受益者負担割合を設定し、利用者（受益者）に応分の負担を求めることで市民間の公平性を確保します。



(2) 時間単価の設定

1時間あたりの使用料の単価は、時間帯、曜日にかかわらず同一とします。

(3) 単位の統一（使用料の端数処理）

使用料は10円単位とします。

(4) 貸出区分以外の利用

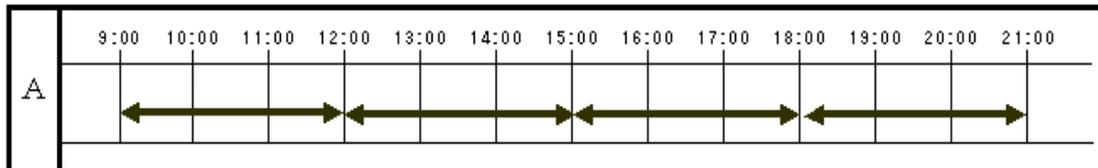
ア 貸出区分以外に利用する場合の使用料を通常の1.3倍とします。

イ 昼・夕に貸し出しできない時間を設ける施設（(7) 貸出単位で《パターンB》とする施設）は、施設管理者が必要と認める場合、その間の利用を可能とします。

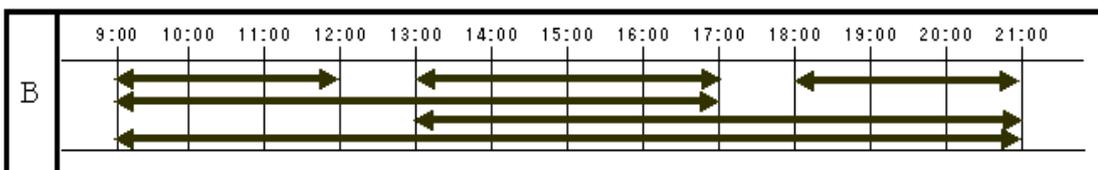
ウ 健康ドーム、総合体育館、文化勤労会館、総合福祉センターもえの丘については、催事利用等の際の例外的な利用で、施設管理者が特に必要と認める場合に限り、開館前・閉館後の1時間以内の利用を可能とします。

- (5) 市外利用者
市外利用者（市内在住・在勤・在学以外の者）の使用料を通常の1.2倍とします。
ただし、浴室等の申請行為を伴わない個人使用料は対象外とします。
- (6) 営利目的
ア 営利目的での使用料を、総合体育館、健康ドームを通常の5倍、文化会館、勤労福祉会館、コミュニティセンターを通常の2倍とします。
ただし、文化会館大ホールにおいて、使用者が入場料等を徴収する場合は、その徴収金額に応じ、使用料を加算します。
イ 「営利」とは商品の販売のほか、商品の展示や販売促進を目的としたもの（講習会、相談会、会社・学校説明会、入社試験、社員研修等、将来的に収入確保が見込まれるもの）及び収益を前提として参加費又はこれに準ずるものを徴収するものを含むものとします。
ウ アに規定した施設以外の施設については、法令等による利用制限のため営利目的での利用はできません。
- (7) 貸出単位（貸出時間の区分）
屋内施設は、次の《パターンA》、《パターンB》のいずれかとします。
屋外施設にあつては、市民グラウンドは3時間、他の施設は2時間を貸出単位とします。

《パターンA》施設の閉館時間により最終時間は異なります。



《パターンB》施設の閉館時間により最終時間は異なります。



- (8) 附属設備
ア 照明設備
健康ドームのアリーナ、総合体育館の主競技場（アリーナ）並びに文化勤労会館の大ホール及び総合体育館の市民ホールの舞台に照明設備使用料を別途規定します。
イ 冷暖房設備
健康ドーム及び総合体育館のアリーナに冷暖房設備使用料を別途規定します。

(9) 回数券

1枚で10回分の使用料に統一します。

4 激変緩和措置

使用料の改定にあたっては、3(1)～(3)を用いて積算した1時間あたり単価の上限を改定前の額の1.2倍、下限を改定前の額の0.9倍とします。(3(4)～(6)には激変緩和措置は適用しません。)

また、原則として、1時間あたりの使用料単価は同額としますが、現行で、貸出時間が長いほど1時間あたりの単価を低額に設定している一部の施設については、使用料の急激な増額を緩和するため、現行の時間区分使用料に基準単価(1時間あたり単価)の改定率を乗じることとします。

5 減免

公平性・公正性の確保のため、減免基準の明確化を図ります。

- (1) 使用目的を重視し、原則として特定の団体を包括的に減免対象とはしません。
- (2) 市が補助金等を交付している団体等については、使用料を減免することにより公費の重複負担にならないよう十分確認します。
- (3) 減免の基準を施設ごとに設定し、利用目的、減免理由、減免金額などの申請内容等について、個人情報を除き、段階的に公表することで利用者の公平性を確保します。

6 改定時期及びサイクル

周知期間に配慮し、平成25年4月を目標に改定を進めます。

また、改定のサイクルは概ね5年としますが、影響及び効果を毎年測定し、必要に応じて適時見直しを行います。

なお、指定管理者制度を導入し利用料金制を採用している施設については、契約期間を考慮して改定時期を定めます。

7 個人利用の施設

個人で利用する施設のうち、健康ドーム及び総合体育館の個人利用については、専用利用の空き時間に限り利用できる形態である点から、またジャンププールについては、公営・民営問わず類似施設との均衡に特に配慮が必要な点から、本計画の対象外とし、個別に使用料の適正化を検討します。

8 適正化による効果

(1) 受益者負担・公平性の確保

本計画により、従来は、施設ごとに異なっていた使用料の積算方法、単位、貸出区分以外の利用や営利目的による利用の場合の取扱等を統一することにより、利用者にとってわかりやすく、利用しやすい公共施設となります。

また、積算方法の統一や受益者負担割合を設定することによって、異なる施設の利用者間及び利用者と非利用者の公平性・公正性が確保されます。

(2) 収入の増加

過去3年（平成20～22年度平均）の年間使用料収入額（9,860万円）を、改定後の使用料に置き換えて試算すると、約550万円（約5%）の増加が見込まれます。

(3) 計画保全の推進

増収分の一部を修繕費として優先的に充てる仕組みをつくるなど、計画的な施設の保全を推進し、利用者の利便性の向上を図ることができます。